



季刊

ほけわん

ISSN 1346-4191

2013・9

No. 60

富山大学保健管理センター



医療における延命中止の是非について

—信頼関係と法的正義の倫理的関係—

(富山大学保健管理センター)

齋藤 清二

1. 医療における延命中止の問題—ある新聞投書から—

アリストテレスの『ニコマコス倫理学』は、医療倫理学においても頻繁に引用される。全体を理解しないまま、一部分だけとりあげて、我田引水のような考察を行うのは慎むべき態度であると思うが、医療倫理において引き続き大きな問題となっている、『医療における延命中止の是非について』という問題に関連づけて、私なりに考えてみたい。なぜ、このことを考えるかという、だいぶ以前になるが、I市民病院の人工呼吸器とりはずし事件についての議論が盛んに行われていた頃、地元の新聞に読者の投書として、自分も胃癌を患い手術を受けて回復した患者さんからよせられていた、以下のような意見が私にとって印象深かったからである。

<法律ではなく信頼関係が大切>

(前略)・・・がんを経験し、終末期医療で最も大切なのは法律ではなく医師と患者、そして家族の信頼関係だと考えるようになった。法律で線引きをしてしまうと、逆に苦しむ人が出てくるような気がする。

も く じ

医療における延命中止の是非について	1
性格検査 (TEG) のお知らせ	5

上記のように、延命治療の中止が正しいか間違っているかということについては、法律判断よりも、信頼関係の方が大切であるという意見が、この頃多く寄せられていたように思う。この意見には説得力があり、多くの一般市民が感じていることに合致しているように思う。

しかし、ここで問題になることは、「信頼関係が大切か、それとも法律が大切か？」という問いの建て方は不十分ではないかということである。ここでいう、法律とは、「正邪の判別」ということを意味していると思われるので、これは「正義/不正義」の問題と考えて良いだろう。もちろん、医師と患者あるいは家族との信頼関係とは、アリストテレスにおける「親愛：philia」と同一ではない。「親愛」は、ある人が徳を有しているかどうかの属性の一つであって、「関係」そのものではない。

しかし、「親愛という徳をそなえている人同士の関係」とは、「信頼関係」と非常に近いと考えて良いのではないだろうか。つまり、互いに信頼関係に結ばれている医師と患者（家族）は、互いに親愛の情を共有しているということである。もっと具体的に言うならば、医師は患者（家族）に対して「私が専門家としての義務を全面的に遂行すべき（親しい）人」と感じており、患者（家族）は医師を「信頼できる良い（私の）先生」と感じているような関係である。このような関係が存在する時、そこで行われる行為はどのような行為であっても「それは正当である」と双方にとって感じられるのではないだろうか。しかし、常識的には、「そのような『正義』は客観性を伴う正義ではなく、当事者同士の主観的な合意に過ぎず、一種のなれあいではないか？」という疑問が生じるであろう。そこで、アリストテレスの倫理学に添って、この問題を考えていきたい。

2. アリストテレスの倫理学における「親愛」と「正義」の関係

『ニコマコス倫理学』においては、「親愛」と「正義」の関係について、以下のような記載がある。

- 1) 人が不正な行為をしない（ないしは害をもたささない）ようにするためには、親愛なるものどうしにすれば十分であること。
- 2) 善き人であることは同時に親愛なる人であることであり、そのような人は相手に不正な行為をしないこと。
- 3) 親愛なる者どうしであれば正義の徳は不要だが、正しい人であっても親愛を合わせ要すること。
- 4) 正しさのうちでも最高度のものは、親愛を伴ったもの（philikon）であると考えられること。

また、『エウデモス倫理学』には以下のような記載が見られる。

- 1) 親愛は不正な行為（ないしは害をもたさず行為）をなくすものである。
- 2) 互いに不正を働き合う者どうしは親愛なる者ではありえない。
- 3) 人が不正な行為をしないようにするためには、親愛なる者同士にすれば十分である。
- 4) 真に親愛なる者どうしは不正な行為をしない。
- 5) 親愛なる者に対する正しさと、そうでない者に対する正しさは区別され、前者が「個々の人にかかる正しさ」と呼ばれ、「我々」によって生じる正しさであるのに対し、後者は法によって指示される正しさである。

上記の「親愛」を「医師と患者（家族）との信頼関係」におきかえて、それと医療現場における倫理

的判断＝「正しい医療/正しくない医療」との関係を再度考えてみる。

- 1) もし医師と患者（家族）とのあいだに「信頼関係」があれば、当事者間においては全ての行為や判断は「正しい医療」になる。すなわち、「信頼関係」の存在は、「正しい医療」が行われるための十分条件である。
- 2) 医師が正義の徳を持っていても、「信頼関係」が存在しなければ、当事者にとっての「正しい医療」にはならない。
- 3) 「信頼関係が存在しない」場合の「正義」は「法律的なもの」であり、それは必ずしも当事者にとっての「正しい医療」を保証しない。あるいは少なくとも「信頼関係」を伴う「正しさ」よりも質の低いものになる。

上記のことを考え合わせると、上記の投書の患者さんの「信頼感の方が法律よりも大事」という感覚は、アリストテレスの『ニコマコス倫理学』と『エウデモス倫理学』に述べられていることと、非常に近いということが言えるのではないかと思う。

3. 信頼関係が破壊される時

ただ、問題点はいくつかある。そのうち最も重要なことは、当事者間の「信頼関係」が破壊されてしまった状況では、上記の原則は全て消滅してしまうということである。信頼関係＝相互的な親愛とは、当事者の双方によって共有されていなければならないが、それは何らかの事件等によって破壊されることが常にあり得る。しかも、信頼関係の破綻を証明するには、どちらか一方が、単にそう宣言するだけで十分なのだ。「信頼関係」とはまさに、「そこにある」ものであって、「あるはずだった」とか「あることにしよう」ということは許されないのである。したがって、何らかの紛争が当事者間で生じている時に、そこには、すでに「親愛」の原則は適用できないのである。それでは、やはり、法的な正義を求められないのだろうか？

しかし、法的な正義よりも、親愛を伴う正義の方がより質が高いということを認めるならば、紛争において目指すべきは、「法による判断」ではなく、「相互親愛の回復」であるということになる。したがって、「対話と調停による紛争の解決」は「裁判による法的判断」よりも、質の高い正義をもたらす有用な手段である、という見解は、アリストテレスの倫理学の見解と一致すると思われる。

4. テクストーコンテクスト関係としての正義と親愛

ところで、アリストテレスの倫理学の中では必ずしも明確には述べられていないのだが、「信頼関係＝相互親愛」と「正義」との関係をさらに深く考えていくことができる。「正義」とは、「正/不正」の判断に関わる行為であるから、これは「判別する行為」である。それに対して、「親愛」とは「判別する行為」ではない。むしろ、「あえて判別しない態度」であるとさえ言える。つまり、互いに親愛の情を持ち合う関係では、当事者はその関係の中で行われる行為に対して、あえて正/不正の判別をしない。親愛を感じている相手の行為は全て受け入れるという態度こそがまさに「信頼関係」である。この両者はグレゴリー・ベイトソン流に言えば、「コンテクスト」と「コンテンツ」の関係にある。そうすると、以下の3つの関係がここでは成立する可能性がある。

- 1) 「親愛」と「正義」は別のことである。それは区別してあつかわなければならない(不可同)。
- 2) 「親愛」と「正義」は互いに依存しており、相関している。親愛があれば個々の行為は正義と判断される。個々の行為が正義と判断されるということは、親愛が存在するということである。よって、両者は全く別のことではない(不可別)。
- 3) 「親愛」があれば必ず「正義」が生ずるが、その逆はなりたない。「正義」があっても「親愛」がなければ、それは質の低い「正義」としてしか機能しない。(不可逆)。

上記の3者が同時に成り立つような関係が、「親愛」と「正義」のメタ関係である。実際の現場にあてはめると以下のようなになるだろう。

- 1) 信頼関係と、法的な正義は区別してあつかわなければならない。したがって、法的整備について議論すること、信頼関係の構築法について議論したり実際に教育したりすることはいずれも必要なことであるが、別々な方法論・議論が必要である。
- 2) 信頼関係を構築する方法を整備することは、法的な判断を向上することに貢献し、法的な判断を整備することは信頼関係構築に貢献する。したがって、どちらを整備する努力することにも意味がある。
- 3) 法的な整備よりも、信頼関係構築の方がより重要である。優先するとすれば信頼関係を高める方を優先すべきである。その逆はなりたない。

おそらく、医療における今までの一般常識と最も異なるのは、3)の信頼関係構築の方が、法的判断基準の整備よりも優先順位が高いということであろう。しかし、これは、上記の考察から明らかになったように、一般市民の感覚とも、アリストテレスの倫理学とも一致しているのである。

<参考文献>

高田三郎訳：アリストテレス ニコマコス倫理学(上)(下)、岩波文庫、1971/1973。